

海外資産届けず脱税か

大阪国税 8300万円会社役員告発

所得の一部を海外に隠して約8300万円を脱税し、海外資産を届け出ず「国外財産調書」を提出しなかったとして、大阪国税局が家具輸入仲介販売会社の中村英樹役員(49)を所得

0万円(約1億2500万円)と急増していた。国外送金等調書法は1997年に成立し、国外財産調書の提出義務は12年の法改正で新設された。日本に住む人の海外財産を把握し、所得税や相続税の申告漏れを防ぐのが目的で、不提出や虚偽記載には罰則規定(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)がある。

税法違反と国外送金等調書法違反(国外財産調書不提出)の疑いで京都地検に告発したことがわかった。重加算税を含む追徴税額は約1億1200万円、大半は納付済み。国外送金等調書法違反容疑での告発は全国で初めて。

主に東南アジアの家具の輸入を仲介し、国内の家具店などに販売。その際、タイ在住の知人名義で国内の家具店と業務委託契約を結び、代金もその知人の海外口座に入金させた後、現金で受け取り、国内に持ち込んでいた。そのほかに自分名義で契約した分もあり、その一部を香港の口座に入れていたという。15〜17年の売り上げは年間約380

関係者によると、中村役員は個人で家具の輸入仲介販売業を営んでいた2015〜17年、計約2億1500

0万円(約1億2500万円)と急増していた。国外送金等調書法は1997年に成立し、国外財産調書の提出義務は12年の法改正で新設された。日本に住む人の海外財産を把握し、所得税や相続税の申告漏れを防ぐのが目的で、不提出や虚偽記載には罰則規定(1年以下の懲役または50万円以下の罰金)がある。

強まるチェック

国税庁は近年、海外資産への監視を強化している。節税目的で海外に資産を移したり、会社を設立したりする富裕層が増え、カネの動きが国際化、複雑化し

ているためだ。

外国との連携も進め、2017年からは海外居住者の口座残高などの情報を共有する制度に参加。昨年10月、日本人や日本法人が海外64カ国・地域を持つ約55万件の口座情報を入手し、調査を進めている。

取り組みの一つが、14年に始まった国外財産調書制度だ。5千万円を超える海外資産について、預貯金や有価証券、不動産といった種類や金額などを記載し、税務署に提出するよう義務づけた。国税庁によると、全国で17年に提出された調

書は9551件で、総額約3兆6662億円だった。提出件数と総額は毎年増え続けており、制度の定着が年々進んできた。国税庁は「引き続き周知を進め、国外財産への課税のいっそうの適正化に努める」としている。(大野俊哉)